

養父市住宅マスタープラン(案)に対する意見募集の

実施結果について

1 概要

養父市住宅マスタープラン(案)について、市民の皆様からご意見(パブリックコメント)を募集しました。

その結果、1名の方から4件の養父市住宅マスタープラン(案)に関するご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の要旨及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和5年2月28日(火)から令和5年3月13日(月)
- (2) 募集方法 ホームページ、電子メール、ファックス、郵送、持参
- (3) 縦覧場所 市ホームページ、養父市まち整備部土地利用未来課、経営企画部
経営政策・国家戦略特区課及び各地域局

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		1人(4)件
内訳	ホームページ	0人(0)件
	電子メール	0人(0)件
	ファックス	0人(0)件
	郵送	0人(0)件
	持参	1人(4)件

(2)意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

意見 番号	頁	ご意見の要旨	本市の考え方
1	P21	<p>令和4年の民間賃貸住宅入居奨励金利用者が減っていますが、受給期間が24か月から12か月に減ったためか、と想像しております。右に関連し、限られた財源の中で、やぶ暮らし住宅支援各制度によって、どのような効果を求めているのか、どのような効果があったのかを評価するとともに、さらなる効果を発現するために他政策(広報を含む)とのヨコの連携を如何に取っていくのか、潜在的移住希望者に如何に売り込んでいくのか一層考えていただくことを望みます。</p>	<p>【原案を修正】 貴重なご意見ありがとうございます。 民間賃貸住宅入居奨励金につきましては、申請が例年2月に集中するため、集計した12月13日時点では9件ですが、3月15日時点では45件となっております。さらに、令和4年度から要綱変更により、新規に申請できるのが入居1年後からとなり、実質的には過年度と同等のニーズがあるものと判断しております。 その上で、ご指摘いただいた観点で、潜在的移住希望者への対策を一層考えてまいります。 令和4年度の利用実績件数につきましては、令和5年3月15日現在に修正させていただきます。</p>
2	P24	<p>空き家問題自体は、近隣に迷惑が生じていることが本質だと考えます(空き家でも十分管理されていけば問題は生じない)。現状では空き家問題が発生した後に緊急的な対策を取るにとどまっているとの理解です(≒今後も空き家問題は増え続ける)。空き家問題の発生を未然に防ぐために、空き家の発生を抑制すること、管理不十分の物件を減らすという予防的な政策を、今後一層重視していくべきとのトーンを強調することが、まちづくり、防災の観点からも重要だと思います。これらの各要素は本マスタープラン案にそれなりに盛り込まれていますが、空き家問題の課題の体系をもう少し整理した方が良いでしょう。</p>	<p>【意見回答】 貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘の内容は本市としても重要だととらえております。空き家対策につきましては、住宅マスタープランの関連計画である「養父市空家等対策計画」(平成30年1月策定)の中で取り扱っており、「空家等の適切な管理」「空家等の利活用」「特定空家等への対応」の3つを柱とし、居住中から除却・跡地利活用に至るまでの各段階において施策を講じることと基本方針としております。空家等対策計画に基づき、今後も施策を推進してまいります。</p>

意見 番号	頁	ご意見の要旨	本市の考え方
3	P37、P38	<p>相談窓口、専門家については、トータルなまちづくりに結びつける視点が重要だと考えますが、現実には個別技術的案件の対応しかできない場合が多いとの理解です。公権力を有する市役所を補完する形で、区などの地域（コミュニティ）の希望と自治体の間をトータルでコーディネートし、まちづくりにつなげる専門家が必要だと思います（区長や区役員のみで対応できれば良いが、多分困難）。右観点からも、プラットフォームの構成員や、専門家として、地元の不動産業者、司法書士に加え、行政書士も加えるのが良いと思います。</p>	<p>【原案を修正】</p> <p>プラットフォームにおいてはトータルな計画が求められ、各分野の専門家との連携が必要だと考えております。ご指摘いただいたとおり、行政書士につきましても専門家の一分野として追加いたします。</p>
4		<p>様々な属性の外国人がいるわけですが、観光地等の（歴史的な）空き家を活用すれば、外国人が空き家所有に関心を持ち、結果、外国人観光客も増える可能性があります。一方、コミュニティの力を弱めてしまう可能性もありますが、メリット、デメリットを十分勘案しながら、外国人向けの空き家対策（≒土地所有、移住政策）を、待ちの姿勢ではなく、積極的な姿勢で対応をとることがよいと考えます。</p> <p>※必ずしも外国人移住者を歓迎する方向で検討すべきという意味ではなく、いざという時に慌てないためにも、考え方を整理しておくべきという意味も含んでいます。市役所の各種施策には、今後とも増えてくる可能性の高い外国人への対策がほとんど盛られていない気がしています。</p>	<p>【原案を修正】</p> <p>ご指摘のとおり、外国人への対応については、今後検討が必要になると考えております。</p> <p>外国人による空き家活用や移住においては、管理不全やコミュニティへの影響などが懸念されます。居住しない外国人の土地所有による不動産取得等を含めたリスクを検討して、何らかの計画的規制や誘導を行い、地域のニーズに即した形で空き家活用等を推進できるように、地域の自治組織等が地域の空き家の活用に関する方針を検討できるような仕組みづくりを検討することとし、計画（P. 38）に追記いたします。</p>